

生ごみ処理機器・コンポスト容器等の設置補助金を交付しています

ごみ減量化対策として、家庭の台所等から排出される生ごみの自家処理を推進するため、コンポスト容器や機械式生ごみ処理機を設置された方に対して補助金を交付しています。申請方法の詳細については、環境課の窓口またはお電話にて、事前にご相談ください。

■補助対象者

市内に住所を有しており、市税を完納している方（過去5年間、本補助金を受けた方を除く）。

■補助対象処理機器

市が認める家庭用生ごみ処理機器1台とします。ただし、コンポスト容器については2基とし、他の処理機器とは別に数えます。

■補助金の上限額

購入費の2分の1以内
 ※今年度から機械式生ごみ処理機については上限30,000円、コンポスト容器については1基につき上限6,000円と前年度から上限額を引き上げました。

空き地の雑草管理でお困りではありませんか

高齢でなかなか草刈りがままならない、面積が大きくて手が回らないなど空き地の雑草の除去でお困りではありませんか。これからの季節は放っておくと、どんどん雑草が伸びてしまい、毛虫が発生するなど、隣接する方々に迷惑をかける場合があります。

空き地の適正な管理は所有者の責任です。市では、所有者に代わり空き地の除草作業を実施しています。

■委託の料金（平成30年度参考額）

1㎡あたり年間120円（税抜き）
 ※年度途中で申し込み、解約をしても同額です。

■管理の内容 年4回の雑草の刈払い。刈り取った草の回収は行いません。回収を希望する場合は個別に業者に依頼してください。

■申込条件

- 次のすべての項目を満たしている必要があります。
- ・市の行政区域内であること
 - ・建物や工作物が無く、果樹、植木等の樹木が植えられていない更地であること
 - ・傾斜地や湿地等、通常の管理が困難でない土地であること
 - ・笹竹等の繁茂による荒廃がなく、昨年まで適正な管理が行われていた土地であること

■委託の方法

環境課に委託料とともに申請書を提出してください。詳しくは環境課までお問い合わせください。

資源ごみの集団回収をご利用ください

新聞等の古紙類、びん、缶、古布などは、家庭から出されるごみの中で、リサイクルが可能な資源です。

現在、市では、自治会や子ども会、小中学校など約70団体が資源回収実施団体として登録し、回収活動を行っています。お住まいの地域で集団回収を実施している場合は、できるだけ地域の取り組みに協力しましょう。

■報奨金について

資源ごみの回収量に応じて、報奨金を交付していますが、今年度から回収重量1kgにつき5円（空びんは2本で1kg換算）となります。

■資源の持ち去り防止に効果

集団回収に出された資源は団体の所有物です。集団回収に出すことは、ごみ集積所からの資源の持ち去り対策として有効ですので、ぜひご利用ください。

皆さんの協力で清潔なごみステーションにしましょう

ごみステーションは、各地域の利用者全員の協力により、清潔に保たれています。

ごみ出しの際は、ルールを必ず守ってください。

■決められた分別で出しましょう

適正に分別がされていないとごみが回収されず、ステーションに残ってしまいます。行政カレンダーの家庭ごみの正しい分け方・出し方、アプリ内の分別のしかたをよく確認しましょう。

不安な場合や分からない場合は、環境課に確認してから出ししましょう。

■地域で決められたルールを守りましょう

ステーション利用者で決められた地域のルールがあれば、必ず守り、決められた日の朝8時までに出しましょう。

ごみの回収は種類ごとに行っています。ごみステーションにごみが残っていても、種類によってはすでに回収が終わっている場合もあります。後出しごみは回収されませんので注意しましょう。

■出したごみが回収されたか確認しましょう

特別なごみ、変わったごみを出したときは、回収されたか確認をしましょう。また、自分が出したごみが、残っていた場合は、一度家に持ち帰り、次回出し直してください。